

狂言概説

高野辰之

引

國語國文の編輯委員から演劇方面の原稿をと求められた。四十枚といふのは短くもないが、此の夏の休に筆を執らうと思つて、承知の旨を答へた所が、往年講義した時のノートが見つからない。三冊ある筈の第二冊主要部が失せてゐるので當惑してゐたが、山莊へ来て見ると、それが古書堆積裡から出て來た。昭和三年四月に起稿したもので、丁度十年の昔に書いたものである。私は演劇史の講述を止めてから、もう滿三年餘になる。講述後は成べく早く活字にして置かう、記憶の失せないうちがよいと考へてゐたのであるが、逃げ切れなくて、江戸文學史に筆を執り、それを了へると、又しても役所通ひの身となつて、茲一二年には歌舞伎狂言にまでわたるノート全部を公にして、世に批評を仰ぐことが出來さうも無い。よつて此の機會を以て、十年昔のノートを要約して實を塞がせて貰はうと思ふ。誰も知つてゐさうな事も少しはあるが、それが講述案であれば、寛假されんことを祈る。又十年間もほつて置いたのであれば、補正すべきことを怠つてゐるに相違ない。それは新進の諸君に指摘していただきたい。私は自説を固守せず、謙虛な心持で對應することを誓ふ。

私は時と紙幅とが許すなら、一概説、二詩材、三構造、四演出上の用意、五笑構成の原理と題して細説したいのである。けれども笑の構成はベルグソンの笑の哲學によつて説いたのであれば、之は省略し、演出上の用意は狂言を數十番見た人でなければ、説いてもさう深い理會は望めまいと思つて、今回は概説だけに止めたい。

一 狂言の意義

狂言はもと狂夫の言の意で、史記の淮陰侯傳に「廣武君曰、狂夫之言、聖人擇焉」とあるのが最も古く、漢書以下には狂言と熟字にして、理に反る言の意に用ひてある。我が國に於て廣く之を用ひるに至つたのは白樂天の香山寺白氏洛中集記の語に、

願以今生世俗文字之業、狂言綺語之誤、驕爲當來世世讚佛乘之因、轉法輪之緣。

から出たもので、平安朝中季以降の道俗の作れる文に漸く此の語が散見する。而して此の語の流布には朗詠の句として用ひられたことが與つてゐると思ふ。當初は必ず原意で使用されたのであらうが、後には地口や洒落を交へて面白く且つ可笑しい言立てをすることをかう呼ぶに至つた。次いでそれが或出來事を模して所謂仕方話をするに至つて、低級ながらも劇の形を爲すに至つた。能の狂言なるものは、此の劇の形式に達してからのもので、古くは可笑とも呼ばれ、(看聞日記永享四年十月十日の條)世阿彌が能劇を大成した頃には既に狂言と呼ばれて、榎太夫といふ名手も出たのであつた。

二 開口猿樂と狂言

猿樂のことは源平盛衰記卷三の澄憲祈雨の條に

猿樂ト申ハオカシキ事ヲ云ツマケテ人ヲ笑ハカシテゾカシ。若ノオカシキ事ヲイハセントテ、尼ガ子尼ガ子トハヤサセ給ヘバ、澄憲猿樂コトヲ申ニテ侍ベシ。其故ニ中々何ト御腹ヲ立ラレ候フベキ。

とあるが如く、滑稽な言説に動作を交へて人を笑はしめるのが猿樂であつた。此の時のことを詳記すれば、澄憲此の時説法が神妙に出来たので、高座を下りる時、院が若き殿上人四五人に心を合せ拍子を打つて、アマクダリアマクダリとはやさせられた。是は尼が生んだ子といふ意である。澄憲が少しも周章せず、二かひな三かひな舞ひ翔つて、院を始め上下の者が待つてゐると、澄憲が「三百人三百人」といつた。殿上人が又アマクダリ〜と拍すと、澄憲が「三百人の其の内に女御百人、婢販公卿百人、伊勢平氏験者百人、皆亂行三百人三百人」といつて扇をひろげて「皆人は母が腹より生るるに、澄憲のみぞあまくだりける」と申て走り入つた。公卿殿上人が上には笑つたが、腹の底ではにがにがしく思つた。清盛が之を聞いて怒つてゐたのを重盛が宥めるとて言つたのが引用した文句であつたのである。さて其の言辭の方が主體となつては、これに開口猿樂といふ名が附せられ、略しては開口ともいつた。又言説動作の相伴つたものは、いつか劇の構成を爲すに到つて、それが狂言と呼ばれた。

開口には元來二つの意義がある。一は口を開きて言を發するの意、一は口を開き失笑せしめるの意である。こゝにいふ開口または開口猿樂は後者の意で、共に笑を招來するのが目的であつたとさう見て説明を續けるであらう。彼の東大寺要録の延年記事に、

色乗繞之振狂言綺語之才藝狂僧乘興廻雪、秀句答辯之風情……………

とあるは開口猿樂の謂であつて、廻雪は袖をかへすの意で、舞のこと、秀句が開口なのである。而して是には答辯なるものの添ふのが例であつた。延慶本平家物語、鹿谷寄會事の條に「康頼參テ當辯任レト仰アリシカバ……」とあるが、これは大納言成親がつと起つて瓶子を袖にかけて倒した時の仰せである。當座の辯で座興にとりなせといふ思召で、後世の茶番狂言にはこれが多いのである。但當時猿樂と呼んだのは後の世にいふ亂舞が主であつて、續東大寺要録、諸會篇、(建曆二年會式)に猿樂今ノ亂舞是往古ハ猿樂ト云也とあつて、言立ての外に舞の動作が伴つてゐたことは明かである。いや動作を缺いては言辭の妙が十分發揮されなかつたであらう。序にいふ建曆二年は順徳天皇の御代、法然上人が入寂の年で、延年舞が喜ばれてゐた時代である。勿論開口猿樂がよく行はれてゐたのである。

開口猿樂の詞意は今、多武峰神社に天文年中に書留めたもの七篇を藏してゐる。これは念誦窟ねずくの僧實禪が新舊の作を寫し留めたもので、其の當時の作もあるのであらうが、寺領威力の増大や名聞利得のこと、延命長壽、武運長久寺門安泰乃至は榮花讚仰のことを述べてゐる。其の題名を挙げれば、

鳥管絃之事

圍碁之事

草花相撲之事

名水相撲之事

名所山々相撲之事

名所松相撲之事

歌人相撲之事

だが、何れも同音異義の利用に成るいひかけや地口の如き洒落を能事とするもので、之を秀句と稱して喜んだのである。構想の上にも特に注意すべきことは無く、歌枕や源氏物語の巻の名などを引入れた、全くの座興物と見なすべきである。強ひていへば、古典崇拜の時代相のよく映し出されること特徴で、其の地口も洒落も多く古今集以下の歌から出てゐる。開口には重々しい序があつて、初頭から洒落をいひ續けたのではない。例へば鳥管絃の如きは

夫花鳥風月之勝遊、理世安樂之兆、歌舞延壽之興、宴僧衆和合之榮也。就中尋三護法善神之悲願、出自本地清涼之天虛、入三生死煩惱之大海。誠佛法紹隆、寺社繁昌專依神德者歟。返々難有コソ存候へ

とあつて、いよ／＼本領に入つて

カ、ル殊勝ノ砌ニハ、何物カ参リ集リ、一興ヲ催スベキト申セバ、イヤ／＼別ノ子細モ候マジ、萬ノ鳥ドモガ集リ、管絃歌舞ノ遊興ヲナシ、見参ニ入ランズルト申スハイカニ。夫コソ珍シキ見物ナレ。イソゲトアリシカバ、青キ鳥ヲツカハシテ此ノ由フレマハル云々

とあつて、終に結として

抑カヤウニ萬ノ鳥ドモガ参リ、遊僧ヲハヤスコトハイカナル事ゾト問ヒ候へバ、是コソ尤謂ハレテ候へ。西ハツクトリノツクシノ果、東ハトリガナク東ノ奥マデモ、寺領ニマキリカサナラウズル謂レ候

の如きものが必ず添つてゐる。開口は全く一人の所演で、答辯は他の一人がこれに相槌を打つものであつた。即ち

テとアドの如き關係が單一に行はれて、まだ回答が幾人かで行はれる迄には進んでゐなかつたのである。もう一つはひかや洒落のあたりを示す爲に、名所山々相撲之事を例にとれば、

夫徳當會之興起、正傳顯密之兩教、尋今夜之軌則、頗勵眞俗二諦、因之爲佛堂者、誦瑜伽之勝驗、爲神庭者、奏歌舞之逸曲、誠護法善神之信仰、偏存如在之儀、返々難有コソ覺へ候へ

といふ序があつて、次に

イヤ／＼別ノ義アルベカラズ、名所之山／＼參集リ候テ相撲ヲ取テ可奉備神法樂ト申スハ如何ニ。夫コソ誠事ノ高キ見物ナレ、サラバ急ゲトアリシカバ、ハヤ待兼山ニ候。サテ時刻ハ如何ニト問ヒ候ヘバ、烏羽玉ノ倉橋山ハオボツカナシ只朝日山ト申セバ、イヤ／＼夕陰山ヨリサ夜ノ中山ヲカケテアルベシト申ス。サテ篝火ハ夏山ヤトモシ狩スルホクシノ松ヲ燒キ候。サラバサカヘヨト申セバ、先ヅセイハ高間山ニテ器用ナル男山進ミ出タ。纏テ遠山摺ノ衣ヲ脱テアカハダノ山ハヨキ相手ニ逢坂山ノシヤツト密テトラントスレバ、耳無山ナレバ、トツテニクハレテ、勝負ヲモ決セズシテ入佐ノ山モアリ、マタトラレジトテ足引ノ山モヲカシキニ、ハヤ鳥羽ノ秋ノ山ハ時雨ヲモマタデカツ色見エタ候。

抑加様ニ……是コソ尤謂レテ候へ。今夜來臨ノ諸衆ハ筑波山ノ陰ヨリモ茂キ神ト君トノ惠ニ飽滿テ心ノマ、ニ榮坐スル謂レ候とあるこれに對して、答辯も亦

今夜ノ相撲ハ幾日アルベキゾト問候ヘバ二十日ノ山ト申候、イヤサハ候ハヅ三ツ笠山候、今ノ相撲ニ見物衆ハナキカト申セバ、鏡山ハイザ立ヨリテ見テユカント申候

此方ノ行司ノ功名メキタルハ龜山候
今ノ見物衆ノ人ヲイダキ出デタルハ見持山候

只今ノ相撲ノトマメキ渡テ威勢ナルハ誰ゾト問候ヘバ伊加土ト申候

今ノカチ相撲ハ手合モ有乳山候

此相撲ノ飛如クニ輕クミエタルハ水鳥ノ羽貫山候

加様ノ見物ヲモ莫城山ハ餘所ニノミミタ候

相撲漸ハテ候ヘバミナノ歸山候

抑加様ニ……是コソ尤謂レテ候ヘ吾等ハ名モ彌高山ニシテ萬邦ヨリ仰ギ奉ルベキ謂レ候

の如く、いひかけ即ち同音異義の言語上の戯を繰返したのである。此の點からいへば、低級なものであるが、狂言劇の先行者として注目すべきで、狂言の酢薑・舟ふな・櫻譚・雁かりがねの類、開口の系統に立つものも尠くないのである。

狂言の成立は勿論古くて鎌倉末の田樂能の榮えた頃には演ぜられてゐたことと思ふ。勸進田樂の記事を讀んではかう判じたいのである。而して開口と狂言とは吉野朝頃には延年の中に兩立してゐた。觀應三年周防國仁平寺本堂供養日記中の延年次第を見ると、開口は法興寺の禪智坊一人で、答辯は六人で行つてゐる。觀應三年は吉野朝の正平三年で、延年としては決して古い記録では無いのであるが、それには開口の次に若音があり、花の連事つらとがあつて、其の次に十一番狂言 山臥説法 人數別紙有之

とあつて、狂言の古文獻として重んずべきものが延年次第の中に見出されるのである。私は正平頃は開口が最早古風のもので、當世様のものを狂言と稱したのであると考へる。山伏狂言は今傳つてゐるものは、

梯山伏 蟹山伏 鼻くまら山伏 腰祈 禰宜山伏 蝸牛 犬山伏 苞山伏つとま

の九つぐらゐであるが、此の中のどれかが山臥説法であらうと思ふ。山伏は其の名の如く野に臥し山に寝ね、役の行者の後をつぎ、法力のあらたかなるを以て崇められたのであるが、狂言にはあるべき筈の法力の無い者を材としてゐる。應永の末に出た桂川地藏記に祭の山車を敍して、其の中に、

或有沈狂山臥傾傘於京師來刺備水大昌之新妻今

とあつて、鎌倉以降には非力無験の山臥が多かつたのである。衣體法具は如何に異つてゐても、山臥は密教の一部を修するもので、無明煩惱の敵を降伏させる筈であつたが、却つて其の犬となる者が多いのが當代の様であつた。全く生の不安定から脱出せんが爲で、山臥狂言の起首に「貝をも持たぬ山伏が道々うそを吹かうよ」で、嘯ならよいが、虚言を吹いたのである。「行力さへ叶へば空を飛ぶ鳥も祈り落す」のであるが、其の行力が叶はず國廻りの伊勢のお師や凡僧に負けてしまふやうな山臥ばかりが材料に供されてゐる。此の手合の説法である。狂言の蟹山伏に

それ山伏といつば山に寝起をする故に山伏と申す。頭巾と申すは布切れ少しを眞黒に染め、ひだを取つて頂くによつて頭巾なり。又此の數珠はいらたかでは無つて、むさとしたる數珠玉つなぎ昔高と名づく。かほど尊き山臥が一祈り祈るなら、などか奇特の無かるべき。ポロボン〜。いろにはへとポロボン〜……如何に悪心の深い蟹なりとも、明王のさつくにかけ、祈るなら、などか奇特の無かるべきポロボン〜、橋の下の菰蒲はポロボン〜誰が植ゑた菰蒲ぞポロボン〜。

とあるのは、智能を低めて敍してはあるが、此の程度の山臥が相當にあつたのである。恐らくかかる説法であつたであらう。

三 間狂言と獨立狂言

狂言方は能役者よりも菲薄な待遇を受け、樂屋に於ても最も端近な室に置かれる。江戸時代に於ても現今に於ても、是が例規である。室町時代に於てもさうであつたらうと思ふ。而して狂言が能一番の中に加はつて、出ることはあつても、狂言方は従者・船頭・里人の如き端役を勤めるに過ぎず、能のシテの出に先立つて、口あけをなし、時にワキに對して名所の由來を語り、中入の間に於てはやゝ長時間を費して社寺の縁起等を語るが、これも狂言を重視する爲でなく、後シテの扮装中、舞臺にアナを明けまい爲の手段として語らしめるのである。すべて此の能一番の中に加はつて演ずるのを間狂言あひまきと呼ぶは世の熟知せる如くである。間狂言には長短さまざまの語りがあるが、長いものには紅葉狩の寶劔の由來を語るものの如き神々しいものがある。

狂言は又能と能との間に挟んで能五番に狂言四番といふが如くに次第されるのが古くからの慣例である（寛正五年紀河原勸進能番組）而してこれには能とは何の關係も無い獨立したもので、劇の三部を爲す發端と展開と結尾とを有するものも演ぜられた。我等が普通狂言と稱するは此の分類を指すのであつて、價値は多くこれの上に存するのである。

間狂言と獨立狂言との先後に關しては猿樂傳記に之を萬歳の袋持に比し、をかしみを勤めるが主で、當初は能の内

とあるのは恐らく當を得た言であらう。更にこれに推測を加へれば、能の座の成立當時に於て、其の座の當主がシテに扮し、近親一族門人等の中の然るべきものがワキとなりツレとなつて演ずるのが常例であつたであらう。而して従者船頭里人の如き端役に對しては召仕の下僕又は臨時に雇入れた里人に當らせたことであらう。猿樂なるものは元來滑稽味の上に立つものであつたが、古典的上世味をねらふに至つて、世俗的當代味を輕んじ、其の輕んぜられたものが獨立して狂言となつたのである。恐らくは間狂言が先で、中入の間をつなぐものが、更に充實して能一番と能一番との間に分け入つて立派に地歩を占めたのが狂言であるに相違ない。隨て狂言なるものは猿樂の眞面目を傳へるものであつても其の發達は能よりも遙かに後れたものとして考へる。輕んぜられただけに、變改の上にも創作の上にも自由が與へられてゐたので、却つて進歩と改善には好都合であつたと想ふ。但此の先後觀は信を措くべき文獻の上に立つて論すべきで、古記録の出現が、此の考に對して考へ直しを強要しないとも限らない。

四 狂言の作者附刊行本

狂言のテキストの今傳つてゐるものは三百五十番程あつて實演し得るものは大藏流でも和泉流でもざつと二百番あるといふ。餘り卑野に失するもの、時に憚るべき筋のものを廢曲として省いてかうなるのである。而して作者に關しては一向傳はつてゐない。唯僅かに續視聽草の觀樂人由緒書だけが左の如く擧げてゐる。

末廣がり 宗論 寶の槌 腹不立はらなまて 福の神 佛師 惠比須毘沙門 布施無經ふせなまなま 松脂 名取川 鍋八なべやち 花折 煎じ物 庖丁聲

惡坊 引數筆 素襖落 岡太夫 脱殻 節分 八幡の前 朝比奈 二人袴 闇罪人 餅酒 連歌盜人 筑紫奥 茶壺 三人かた
 わ 昆布かき 心奪 唐相撲 閑あみ 入間川 塗師 今參り 法師が母 秀句傘 枕物狂 雁盜人 犬山伏 墨塗 梟 萩大
 名 柿山伏 靱猿 二千石 富士松 伯陽 止動方角 居杭 文藏 八句連歌 米市 連歌毘沙門 釣狐 比丘貞 鬚櫓 花子
 右五十九番玄惠法師作之由

麻生 八尾 三本柱 首引 鎧 鬼の繼子 惠比須大黒 雷 牛馬 政頼 雁かりがね 清水 水掛筆 音曲筆 禰宜山伏 雞
 聲 蟹山伏 粟田口 腰祈 文相撲 老武者 蚊相撲 若市 禁野 通圓 鬼瓦 祐善 蛸 栗燒 薩摩守 舟ふな 呂蓮
 雞流 こひこゑ かねの音 金津地藏 空腕 地藏舞 鞍馬參 鈍太郎 いろは どぶかちり 痺 猿座頭 狐つり 不聞座頭
 千鳥 伯母が酒 棒縛 右近左近 口眞似 こもり 鱸庖丁 宗八 磁石 乳切木 酢薑 鏡男 合柿 因幡堂 文山賊 伊
 文字 御茶の水 子盜人 長光 瓜盜人 附子 土筆 かくれ笠 やせ松 人馬 雁つぶて 竹生鳥參 二人大名 昆布賣
 武惡 膏藥煉 擦過

右七十八番金春四郎次郎・宇治彌太郎二代之内作候由

目近 大黒連歌 三人夫 舟渡筆 賽の目 鼻取相撲 苞 花諺 案山子 太刀奪 骨皮 惡太郎 隠はゝ 引括 河原太郎
 横座 盆山 竹の子 舎弟 胸突 成上り あかがり 繩なひ
 右二十三番作者不三相知

玄惠は庭訓往來の著者で、元應元享の頃すでに宋儒の説によつて四書を講じ、太平記の著者にも擬せられた人、五平
 五年八十三歳で入寂したのであれば、能の大成期を遡ること尠くとも七八十年前に屬する。六十番近くの狂言が此の
 人の筆に成つたといふのはちと信を措き難い。世阿彌の習道書に「昔の植太夫の狂言……」とあれば、玄惠時代に已

に既に狂言のあつたことは争へないが、幾度かの修正を経た爲でもあらうが、今傳へる詞章がすつと降つての世の物と認められて、他に傍證のない限りは玄惠の作といふは假托の言と認められても止むを得まい。

金春四郎次郎は金春氏信（禪竹、世阿彌の甥、應仁二年歿）の子で、狂言大藏流の始祖である。歿時享年共に不明であるが、氏信の歿時の享年が六十幾歳といふより推測して長祿寛正から應仁文明を此の人の盛時と見るべきであらう。今傳ふる狂言は此の時代より文祿慶長の頃にかけて徐々に作り出されたものとして考へたい物多く、金春四郎次郎や宇治彌太郎等の手に成つたものは事實此の所傳の如くであり、又此の人等に大成されたとしても、それは世阿彌によつて能が大成された時と相去らぬものであらう。而してそれも四郎次郎等一人の案出になるものは尠く、樂屋内の合議の下に生れたものもあるべく、古笑話の改作もあり、當時の座興譚笑話を採用したのもあつて、それで作者が發表されなかつたのではないかとも思ふ。

序を以て狂言の刊本及び寫本に觸れて述べるであらう。狂言の詞章の整理は幾度も行はれたことであるべく、集を作るにしても實演法を示したものは極めて尠く、殊に維新前には之を秘する必要もあつたのである。刊本としては寛文中刊行の大形本五冊であらう。師宣の挿畫のあるもので、語句も比較的に古體を存してゐるが、何派の正本か分らない。やゝ後れて之を再板して中形本にしたものがあるが、大いに番數を減じてゐる。次が所謂元祿板横本十五冊であるが、是も何流の用本とも判じ難い。大藏・鷲・和泉の三派の演ずる狂言の筋を簡潔に叙した一種の讀み本だらうといふ。或はそんなことであらう。當時は所演のまゝの詞章本を刊行するには故障が出たことは考へられる。歌舞伎

狂言本にしても多くは筋書本で、足らぬ處は挿繪で補ひ、見物の請けた謡ひ物や臺詞で、所演の通りに示したものは、特に其の由を斷つてあるのである。狂言の元祿板が殆ど各番に挿繪を入れてあるのも、補説の意であるのであらう。次は享保の半紙本五冊であるが、是も實演本では無い。實演本は大藏にも鷺にも和泉流にもあつた。而して古體新體さまざまであるやうだが、あれは整理の際修正された結果で、修正も度々あつたことを語るものであらう。最も完成に近いものは和泉流の狂言六義で、同流所用の二百十番に、少し心得のある者なら、演出出来るやうに小書が附けてあつて、服装作り物等迄が示してある。是が元祿板とは詞章が大いに相違してゐるのである。

五 狂言の流派

狂言には大藏・鷺・和泉の三流派があつて、大藏が最も古く、和泉は新しく、鷺は此の中間に立つものである。而して今遺存するは大藏・和泉の二流だけで、鷺は明治の初年に絶えた。

大藏流に屬する山本家の系譜によれば、初代は玄惠法師、二代目は日吉彌兵衛で、近江坂本の住人であつた。三代四代五代六代七代共に日吉を姓とし、六代の時から金春座へ出勤して奈良に住んだとしてある。これによれば、近江猿樂系統であつたと考ふべきであらう。八代目は即ち金春四郎次郎で、金春禪竹の末子である。八代目の嗣子彌太郎は若年であつたので、門人の金春萬五郎超運が一時相續した。萬五郎は金春源七郎の弟で、此の時から秦氏になつたのである。

彌太郎は長じて九代目となつた。山城の宇治に住んだので、姓を宇治と稱へたが、後に金春座へ勤めて、姓を大藏と改めた。大和の多武峰の八講能の時に太夫號を許された。狂言不審紙によれば、是は大永四年十一月三日の事で、これが爲に此の流だけは狂言の主人公を能同様にシテといひ、他流ではオモといふのである。又系譜によれば四郎次郎に實子がなく、此の九代目は伊賀阿保の城主島岡彈正の一子であつたといふ。此の人の子が十代目で、初めは金春彌太郎と稱へ、將軍に觀世座の座附を命ぜられたが、後金春座へ歸つて大藏彌右衛門と稱へた。爾來大藏彌右衛門を通り名として信長や秀吉の扶持を受け家康や家光からも目をかけられた。而して十三代の虎明と十五代の虎縁とが傑出してゐた。明治維新は二十二代の虎年の時である。

大藏流は彌右衛門家の他に八右衛門家があり、門人筋からは茂山・山本の二家を出した。八右衛門家は十三代虎明の弟清虎に起つたものである。清虎は寛文十二年八月五日に、享年五十三で、京都で歿した。分家した時代も明かでなく、常住の地は奈良であつた。爾來八右衛門を通り名として八代目が元治元年に歿して後、間もなく廢家となつた。博文館で、幸田露伴博士の校訂で出した横本活版本三冊本の狂言記の細字の部分は此の八右衛門家の所傳である。現時の家元山本東次郎氏の話では、山本家の傳本も、凡そあれと異なる所がないといふ。

茂山家は三州岡崎の本多家に仕へてゐた大藏流の狂言師であつたといふが、七代目迄の事蹟は明かでない。八代目の久藏英政はもと禁裡の御鏡師であつたが、大藏流を習つて茂山家を相續し、文化四年六月二十六日に行年八十二歳で歿した。先づ此の人の時からして世に知られたのであらう。九代目は傑出した人で、井伊直弼に召出されて彦根藩

士となり、明治十九年に七十七歳で歿した。十代が即ち千五郎正重である。

山本家は近江源氏の末葉で、淺井郡の山本村に住んでゐたので、山本を姓にしたと系譜にある。初代から二十代迄は藝道の人でなく、二十一代の東次郎正方の時から狂言の家となつたのであつて、此の人は嘉永元年に歿した。享年未詳。二十三代は大正四年の御即位能に三番叟を勤めた人で、昭和十一年かに歿し、現在は二十四代で、東次郎が代代の通り名である。

鶯流のことは明かでない。家系によれば觀世路阿彌を祖先だとしてあるが、此の人の傳記も時代も明かでない。二代目を三郎四郎といひ、三代目が三之丞で、四代目が仁右衛門であつた。此の人が慶長十九年に家康の命を受けて觀世座附となつた。爾來此の家は仁右衛門を通り名とした。慶安四年に大藏虎明が記し留めた昔物語に「鶯は本名、字長命なり、今の長命次郎太夫は祖父十一代虎政かの子方になりて名字をもらふ。鶯といへば仁右衛門の親が播津國磯島といふ在所に住し、生れ付首長くして水邊に住むほどにとて異名に付し名なり。仁右衛門親は下手にて、若くて親にはなれしを三之丞伯父取立てしこと、近き頃迄人の知りしことなり。それを我が家などと云むはかたはらいたきことなりと、次郎太夫度々申されし。(中略)鶯の名字四座になし。是今人の知たる事なれども、世へだたりて知る人あらし。又云鶯の笛狂言神樂、同かつこ笛の習といひならはせども、鶯は能にあつて、狂言には舞なし。然るを仁右衛門親鶯舞をまひしとて、それより鶯といふと知らぬ者はいへど、さにはあらず。前にいふごとく、さやうのとるべき人にはなし」と。これによつて猿樂傳記に、

鷺の家は本名長命にて、長命權之丞狂言の上手也。太閤の御意に入、九州名古屋御旅館の時、水邊へ御出御遊興の時、權之丞川へ飛入、鷺の躰を踏まねをして御覽に入れ、是より鷺々と召され、鷺と改めさせ給へり」

とあるも古くよりの傳へであるべく、又慶安年中には大藏を壓する程の盛名ある大夫があつて、虎明をしてあゝいはしむるに至つたことを考へなければならぬ。虎明は舞に鷺と呼ぶものはないといふが、祇園會に笠鷺鉾があつて、鷺の姿をしたもの二人が、其の鉾の前で舞ひ踊る處が古圖に描き出されてゐる。又古く梁塵秘抄に海老すくひ舍人の歌があり、新猿樂記に「蝦渡舍人之足仕」とあるを思ひ、又酒井忠次が三形原の戦の前夜、家康にすゝめられて土氣鼓舞の爲、海老すくひを舞つたことを思ふと、肥前の名古屋表に於て、泥鰌踏の演ぜられたことも決して否認し得られないのである。即ち舞の方も泥鰌踏の方も請入れられさうである。磯島の地は今の何處か明でない。故池内信嘉翁は「今神戸市に、磯邊通・磯上通・磯之町があり、武庫川南岸に伊子志村がある。此等の中であらう」といつた。首の長かつたが爲にといふよりは藝の上から名づけられたと見たのである。江戸幕府の保護の下に大藏は金春座に附屬し、これは觀世座に附屬したが、觀世の羽振がよく、自然鷺も用ひられたので、大藏家から羨まれた結果が、虎明の昔物語となつたのではないかと思ふ。

和泉流は系譜に近江の滋賀郡坂本の神職山中岳樂軒に起るとある。又神道にも歌道にも通じ、殊に狂言の道に達して、自身の述作もあつた。本姓は佐々木だとある。二世は甥の元幸（幼名和泉、晩年一葉軒）がつぎ、三代元純は、一葉軒の甥で鳥飼氏であつたが早世して、實子の五郎左衛門元光が家をついだ。さうして姓を山脇と改めた。叔父の姓が

山脇であつたのである。元光は日吉の超運に學んで、武悪の面を授けられた。世に小豆餅と呼ばれた名高い作である。元光のあとは實子の元宜が嗣いだ。京都に住んでゐたが、慶長十九年に尾張の徳川義直に召出されて、切米百石を貰ひ萬治二年に歿した。其のあとは甥の元永が續々管であつたが、正保二年に夭折したので、烏飼吉左衛門の次男元信(幼名吉三郎、又源助)が嗣いだ。此の人の時に、三代目の元純以來の通り名五郎左衛門を改めて和泉となし、爾來それが此の家の通り名となつた。元信の子元知(和)が元祿九年に尾張へ移つてからは、永くこゝに住みついた。此の人は山脇からいへば四代目になる。次の五代の元喬は實子、六代の元貞は木全藤左衛門の三男が養はれたのであつた。元貞は本居宣長に學んだ人で、狂言の文辭を改めて所謂雲形本を作つた。歿したのは文化の十二年だとも十三年だともいふ。七代は養子で元業、八代は元賀で明治九年に歿し、九代は元清で、此の人の時に東京に移住した。是は明治十四年のことで、同四十四年に歿した。十代は實子の元照がついだが、大正五年に早世して山脇和泉の名は絶えた。しかしながら藝は野村・藤江二氏によつて繼承せられてゐる。要約すれば、和泉流はやはり日吉猿樂に従事したものだ、攝津の烏養猿樂の者によつて繼承され、尾張侯に仕へて傳統を明治維新後迄維持したといふことになる。

六 狂言の番組と類別

觀能に全日を費すといふは餘程財に恵まれた人か、現時の活動生活とはさう關係を有たない人のすることである。能が祭祀の餘興に、そここゝで演ぜられたやうな民俗藝を去ることの遠からぬ時代には、能も容易く民衆に満足

興へ得たであらうが、勸進能などは別に何々の費用を見物料から拈出しようといふ目的を有してゐて、見物料は決して安いものではなかつた。能の大成期でも豊臣徳川兩氏時代の喜の能にしても巨額の費用を要したもので、此の時代の勸進能の見料は決して安いものではなかつた。従つて全日を費すやうな觀覽興行物は餘程恵まれた地位に立つ者でなければ耳目を樂しませ得たものでない。時間と經濟、此の點からして映畫が喜ばれる道理で、見物するにも教養を経るを要する舞踊舊劇の類が、漸衰の一路を辿るべきことが考へられる。加ふるに其の内容が時代精神と接觸しないのでは存立の價値を有しないことは言を俟たないのである。けれども又傳統の有する力は驚くべきもので、生活様式の一變して時間の經濟が第一に考慮せられる現代にあつては、全能二番に狂言一番仕舞二三番といつた番組も編成せられて、それが却つて喜ばれるやうになつて來た。

番組も能が短時間に演ぜられた徳川幕府以前は、一日に十幾番も演ぜられた。それが武家の式樂となり、贅澤な觀覽物となるに及んで所演時間が延長して能六番が正式とせられた。而して第六番に出る祝言能はほんの形ばかりで、いひ譯ばかりに謡の文句を一寸謡ふだけになつた。此の時代の狂言は如何に。狂言は能と能との間に挟まれて、能が六番なら狂言が五番、能が五番なら四番といふのが定法であつた。見物人の精神轉換からいつて、是は賢明な方法であつたのである。今能の大成期に近い、彼の寛正五年四月の勸進能に於ける番組に就いて狂言を説明するであらう。第一日の能七番に對して狂言は

三ノ丸長者 サルヒキ カクレミノ 狂言師
ウサギ太夫
ハチタ、キ 懷中兔 八幡之前兔

の六番が演ぜられた。概ね今の狂言名番中には見えぬ曲名である。試に其の解説を下して見るであらう。嘗て池内信嘉翁に計つたが、翁は三ノ丸長者は三人長者ではあるまいか。それなら和泉流にある。三大名が各系鬪争をした後に相舞をするものであるとのこと。さらば和解物で、狂言の最初に出してもよさうな物である。サルヒキは靉猿たることは疑を容れまい。カクレミノは一にカクレガサともいふ。今寶の槌と呼ぶものに相違無い。ハチタ、キはふくべの神、懷中は懷中塔のことだらうといふ。八幡前は八幡前ともいふ。次に第二日の能七番に對しては

ヒゲカイダテ 蚊鬼イ 大カ小カ鬼 鬼ノママ イモジ ギシヤク

の六番で演ぜられた。ヒゲカイダテのヒゲヤグラであることは説明が入るまい。蚊は蚊角力であらう。鬼ノママは分らないが、蚊は蚊相撲のことであらう。大カ小カ・鬼ノママは不明、イモジは伊文字か、ギシヤクハ今の磁石。又第三日は能十二番の間に

三本柱 ヨヨミ鬼 アサイナ 茶カギザトウ ハラツマミ 若メ 入間川番 見ルムコ カラカサノシユウク鬼
ワラウチ 餅タイ

の十一番が演ぜられた。三本柱・朝比奈・茶カギ座頭・入間川等は今も其の名で呼ばれてゐる。見ルムコは一本にチキムコとある。婿舅の狂言は数が多いので、どれに當るか急に定められさうも無い。曆は不明、若メも同様、傘の秀句は秀句傘、蕨打は繩なひのこと、餅くひは業平餅のことでもあらうか。鬼太夫のことは異本に三郎太夫とあつて、驚の初代または二代目のことか。外題替は狂言に多く、三派の間でも、是が勘からずあれば、同好の士には此の寛正

狂言には是非とも御異見の發表が願ひたい。

江戸時代に入つては、能六番が定式になり、狂言は自ら五番と定まつた。大藏流にあつては最初に出す祝言物を「脇狂言」と稱へ、次に出すを「二番目狂言」といひ、次を「三番目狂言」といひ、次を「三番目より末の狂言」等に類別して演ずることになり、(書正録)四季によつて選擇を異にすることとなつた。又それ等の上に位の高下をも考慮して、其の上から

脇狂言 二番目狂言脇ニモ用フ 雜狂言

の三に分ち、特に花子・釣狐を重んじて習物として、三番目に演ずるを規式とし松樫・財寶(塞翁)の二つを珍敷狂言と稱して、脇狂言にも用ひた。(大藏彌太郎書上)

此の三區分は鶯和泉の二流にも行はれて、習物だけは必ずしも同一でなかつた。我等が狂言劇に對して概觀を爲すに當つては、習物の異同等はさう重要な事項に屬するのではない。却つて詩材を主にした類別に注意すべきであらう。大藏流にあつては其の百七十餘曲に對して、次の如く七別してゐる。

大藏流狂言名寄

脇狂言

賣の榎 鎧 大黒連歌 牛馬 蛭子大黒 松脂 筑紫奥 雁雁金 松樫まつかりは 末廣がり 目近 麻生 三本ノ柱 福ノ神 鍋八撥なべは 煎物せんぶつ 福部ノ神 栗隈神明 財寶 佐渡狐 唐相撲 昆沙門(連歌)

大名狂言

鼻取相撲 蚊相撲 雁礫 墨塗 鬼瓦 萩大名 文藏 富士松 汎々頭 昆布賣 文相撲 二千石 二人大名 雞猫 粟田口
入間川 今參り 秀句傘 韃靼 武惡

小名狂言

居杭 舟船 花諍 成上り 鞍馬參り 千鳥 棒縛り 附子 痲痢 太刀奪 眞奪 呼聲 止動方角 繩綱 狐塚 寢音曲
文荷 鐘ノ音 空腕 鱸扨丁 素襖落 米市 栗燒 木六駄 狐塚小唄

聲・女狂言

岡太夫 水掛聲 雞聲 因幡堂 伊文字 船渡聲 伯母ケ酒 右近左近 河原太郎 二九十八 八幡前 二人袴 鈍太郎 鎌腹
釣針 鬚櫓 蛭子毘沙門 吃り 鏡男 子盜人 千切木 石神 吹取 業平餅 賣聲 塗師 笑被 法師カ母

鬼・山伏狂言

清水 神鳴 蟹山伏 柿山伏 梟 腰祈 齒 首引 鬼繼子 拔殼 政頼 闖罪人 禰宜山伏 蝸牛 朝比奈 八尾 節分
出家・座頭狂言

腹不立 薩摩守 呂連 飛越 佛師 金津 地藏舞 骨皮 惣入 伯耆 不開座頭 重喜 祐善 蛸 魚說經 花折 御茶ノ水
井礪 六地藏 左近三郎 鞠座頭 若市 宗論 名取川 無布施經 惡坊 惡太郎 泣尼 猿座頭 月見座頭 花盜人 通圓

樂阿彌

雜狂言

益山 茶壺 長光 磁石 膏藥煉 酢薑 舍弟 文山立 以呂波 土筆 芥川(脛笈) 金藤左衛門 三人片輪 胸突 鳴子漬子
仁王 瓜盜人 連歌盜人 八句連歌 續座 老武者 菓 爭 蜘蛛盜人 比丘貞 番梅 枕物狂 狸腹鼓 花子 釣狐(以上一百七十五曲)

狂言概説

語

二千石 文藏 鱧庖丁 朝比奈 那須 (以上仕形有)

鎧 松 丁固 大黒 牛 馬 雁 雁金 横座 囃 枕物狂

小 舞

雁雁金 餅酒 三人夫 松樫 土車 雪山 泰山府君 道明寺 海人 鵜飼 景清 放下僧 七ツ成子 宇治の晒 十七八 曉
明星 盃 桑の弓 府中 住吉 柴垣 いたいけしたる物

(茂山忠三郎書上)

現山本東次郎氏の話では、右は寛政の書上げらしいとのことである。和泉流では著名な狂言六義には二百番を盛つて、詳細に小書を附してあり、書上には曲名を二百四十番ばかり掲げてある。鶯流も大差がない。而して現在では大藏和泉共に二百番と稱してゐる。此處までで筆を擱いて、詩材や構造に説明を及さないのは、餘りに中腹を忘れて頭だけに力を入れたやうであるが、私は又々匆忙の身となつて、稿を続け得なくなつたのである。偏に宥恕を乞ふ。ただ鶯流のことは稍略記に過ぎたが、これは明治の初年に鶯流の服部彦七が九代目市川團十郎に狂言の風流を教へたといふので、狂言師仲間から能舞臺に登ることを禁ぜられた。今人の考では、そんな制裁は爲し得たのかと疑ふであらうが、江戸幕府が室町幕府以上に保護を加へて能五流の家元には祿を興へてゐた結果、能師も狂言師も三絃樂による踊一切を俗舞として卑野なものであると見降し、歌舞伎役者らは詞を交へても身の汚れになると考へてゐたのである。これが明治に入つても相當に守られずゐたので、こんな制裁が行はれたのである。元來徳川幕府の互解と共に、

百事が一新せられて、能や狂言は一切解放せられたのであつて、明治の十幾年といふ頃からは、能から鉢木・望月・土蜘蛛・茨木・紅葉狩の類が續々歌舞伎に取入れられ、狂言からは歌舞伎新十八番の一と稱せられる釣狐を始として、釣女・瓜盗人・二人袴・素襖落・武悪・墨塗・花子等祕曲扱にされたものが、些少の歌舞伎化の下に、何の遠慮も無く演じ出された。而して其の何れもは歓迎せられた。それは餘りに技巧的に馳せた複雑な歌舞伎劇から目を轉じて、素樸ではあるが短時間の中に身振や場面の可笑味、言葉や性格の可笑味にまで觸れしめる處の纏つた物を見得るが爲であつた。

さて法令規制は如何に嚴重でも、其の裏を潜る者が絶えず、能も狂言も大びらに外題から演伎までを同一にしない限りは取入れでも黙許されたので、芝居關係者は之を歌舞伎化して取入れるのに抜目が無かつた。彼の山姥物や道成寺物にしても、石橋物や隅田川物にしても皆狂言よりはやかましかつた能樂種のものである。それが古くから歌舞伎に演ぜられてゐる。服部は狂言に於て最も祕曲扱にされる風流を教へたので會々奇禍を買つたのであつて、廢藩置縣と共にあんな制裁の降しやうもなく、驚流も他の流と共にびろくしたのであるが、絶滅する迄には至らなかつたのであらう。(完)